

鳥取縣公報

縣令

昭和二十一年十一月八日
第七百六十號

金曜日

本報ノ大きさハ國定規格ヲ凡

◇鳥取縣令第八十二號

大正十四年十一月鳥取縣令第四十七號道路工事執行令細則を次のやうに改め公布の日よりこれを施行する。

昭和二十一年十一月八日

鳥取縣知事 林 敬 三

第七條第一號中「三千圓」を「一萬圓」に「十圓」を「五十圓」に

第二號中「三千圓以上一萬圓未満」を「一萬圓以上三萬圓未満」に「三十圓」を「百圓」に

第三號中「一萬圓」を「三萬圓」に「五十圓」を「三百圓」に改める。

同條第三項中「千圓」を「五千圓」に改める。
第四十一條第一項中「千圓」を「五千圓」に

同項第一號中「千圓」を「五千圓」に
第二號中「三千圓」を「二萬圓」に

第三號中「五千圓」を「三萬圓」に

第四號中「一萬圓」を「五萬圓」に

第五號中「一萬圓」を「五萬圓」に「五千圓」を「二萬圓」に改める。

◇鳥取縣令第八十三號

昭和四年三月鳥取縣令第二十二號國道府縣道軒檐整理ニ關スル件を次のやうに改め公布の日よりこれを施行する。

昭和二十一年十一月八日

鳥取縣知事 林 敬 三

國道府縣道軒檐占用料標準中一等地の「四圓」を「十二圓」に二等地の「二圓」を「六圓」に三等地の「一圓」を「三圓」に改める。

鳥取縣公報 每週 曜日發行(休日ニ當ル)

火金 曜日發行(時ハ翌日)

昭和二十一年十一月八日
第七百六十號

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣令第八十四號

奥地林開發林道開設事業施行規則を次の通り定める。

昭和二十一年十一月八日

鳥取縣知事 林 敬 三

奥地林開發林道開設事業施行規則

第一條 知事は林産物の増産を確保するため、奥地林の開發に必要な幹線林道（幅員三、六〇米乃至四、〇〇米の車道）を、この規則によつて開設する。

第二條 この林道の開設によつて開發される森林にたいしては、その森林所在地の森林組合は、直ちに施設案規程による施設案を編成して、生産計畫を樹てなければならぬ。

第三條 この林道の開設によつて特に利用價值を増す林分については、その所有者は木材需給の必要に應じて國の指示があるときは、これに従つて立木を供出しなければならぬ。

第四條 この林道完成後の維持管理は、その林道所在地の森林組合がこれを行ふものとする。

林道所在地の森林組合は、その林道の維持管理に萬全を期し、生産計畫の實施に必要な運搬能力を發揮するため遺憾のないやうにするとともに、右について縣より指示があつたときはこれに従はなければならぬ。

第五條 この林道の開設を受けようとする森林組合は、様式第一號による申請書を提出しなければならぬ。

第六條 知事は前條申請書の内容を審査し、その適當であると認められたものについて様式第二號による事業施行諸書提出せしめる。

第七條 開設を受けようとする計畫路線が二ヶ以上の森林組合地區に亘る場合は、その關係森林組合は相互に協議し夫々その負擔の割合を定め、連署で協定書を作製し更に代表者を定めてこれ等の關係書類を申請書に添附しなければならぬ。

第八條 工事の施行については縣において直營の必要があると認められた場合の外は、大正十四年十一月鳥取縣令第四十七號道路工事執行令施行細則を準用する。

附 則

本規則は昭和二十一年八月一日よりこれを適用する。

様式第一號

年 月 日

郡 村町

森林組合長

氏 名 團

知事 宛

奥地林開發林道開設事業申請書

昭和 年度奥地林開發林道を次の通り開設されるよう關係書類を添へて申請します。

記

- 一、工事施行箇所 郡 町大字 字 至
- 二、路 線 名 線
- 三、種類及幅員 車道新設 幅員 米
- 四、延 長 米 (見込)
- 五、工 事 費 圓 (見込)
- 六、利用區域面積 町歩 (見込)

七、添 附 書 類

事業收支計畫抄本

地本負擔の議決書様式第一號附表

位 置 圖

様式第一號附表

奥地林開發林道開設事業施行に關する

地元負擔の件

本組合地區内奥地開發林道 線開設されるに關して次の費用は本組合でこれを負擔するものである。

- 一、工事費にたいする縣指定の寄附金額
 - 二、調査測量に要する費用
 - 三、支障物件の刈拂の補償費
 - 四、用地の買收費、地上物件の補償費
- 右昭和 年 月 日開催の總會(理事會)で議決したものである事を證明する。

年 月 日

郡 村町

00136

森林組合長

氏名 園

様式第二號

年月日

郡村町

森林組合長 氏名 園

知事宛

奥地林開發林道開設事業施行請書

一、工事施行箇所 郡村大字 字自

二、種類及幅員 車道新設 幅員 米

三、延長 米(見込) 圓(見込)

四、工事費

今般右の通り昭和 年度奥地林開發林道が開設されることになつたについては、次の條件を確約履行しますからこれが請書を提出します。

記

一、規則第二條第三條第四條に定めてある條項は必ず遵守する。

二、本林道開設の工事費にたいして縣の指定する金額を寄附する。

三、林道豫定線の測量亦は工事施行上の必要に應じて民有地に立入り又は支障、木竹の伐採、農作物の損傷、或は工作物を毀損する様なことがあつても利害關係者の異議若しくは損害賠償等に關しては本組合で一切の責に任ずる。

四、林道開設のために必要である用地は、工事に着手する前に工事を施行するのに差支へないやうに手續を完了してをく。

訓令

鳥取縣訓令甲第 三十九號

市村長

00137

昭和十五年九月鳥取縣訓令甲第二十八號市町村稅賦課稅徵收條例準則はこれを廢止する。

昭和二十一年十一月八日

鳥取縣知事 林 敬 三

告示

鳥取縣告示第四百六十二號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫として左の醫師を指定する。

昭和二十一年十一月八日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療所名	診療所の名稱	診療所所在地	氏名	指定年月日
小兒科	船田 醫院	西伯郡大高村 船田 覺	船田 覺	昭和二十一年十月二十一日
同	杉原 醫院	同 尚徳村 杉原十郎	杉原十郎	同
同	日本赤十字社 鳥取支部 勝谷診療所	同 大字青木五一 大字勝谷村 佐中秋良	佐中秋良	同
同	齊藤 醫院	八頭郡船岡村 齊藤政信	齊藤政信	同

同 壺井 醫院 同 智頭町 壺井 進 同

鳥取縣告示第四百六十三號

價格等取締規則第二條の規定により「溫灸玉」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十一年十一月八日

鳥取縣知事 林 敬 三

一、届出入住所、氏名

米子市祇園町二丁目十三番地

林 彌 七

二、届出品名、價格

(一) 品 名 神ノ玉

(二) 最終販賣價格 單位一箇 二〇圓〇〇

(三) 物價調整上必要あるときはこの届出價格につき制限もしくは禁止することがある。

廣告

三重縣志摩郡波切町に於ては、昭和十二年同町字須賀に共

